

**令和8年度「東予・洋風焼き鯛めし」普及推進業務企画提案公募
(プロポーザル) 審査会設置要領及び審査基準**

1 趣旨

令和8年度「東予・洋風焼き鯛めし」普及推進業務に係る企画提案公募（プロポーザル）参加事業者から提出された企画書等を適正に審査し、公正、公平と透明性を確保するため、審査会を設置するとともに、審査基準を設定する。

2 審査会

審査会は、愛媛県関係者のうち企画書を総合的に審査できる者から選定された委員及び外部有識者で構成する。

各委員はプレゼンテーション(選考会)等に出席の上、愛媛県東予地方局地域産業振興部地域政策課に意見を提出し、これを取りまとめる。

3 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価し、採点の上、合計点で各審査員の順位を決定する。

- A スタンプラリーの内容が効果的なものであること。(25点)
- B グルメイメントの内容が効果的なものであること。(25点)
- C 広報宣伝の方法が効果的で、県民や地元住民への浸透が図られるものであること。(25点)
- D 独自性のある取組みであること。また、業務の執行体制及び見積経費の積算が適当であること。(25点)

**令和8年度「東予・洋風焼き鯛めし」普及推進業務企画提案公募
(プロポーザル) 審査会審査詳細基準及び採点方法**

1 審査詳細基準

審査基準の詳細は、次のとおりとする。

審査基準項目	評価ポイント	配点	
		ポイント別点数	項目合計点
A	① スタンプラリーについて、複数店舗を巡りたくなる内容となっているか。	15	25
	② スタンプラリーのシステムは、参加者にとって利用しやすく、容易に参加できるものであるか。	5	
	③ デジタルデータについて参加者属性が的確に分析でき、グルメフェアなどの事業に活用できるものであるか。	5	
B	① グルメイベントについて、多数の来客者が見込まれ、地域住民への浸透につながる内容となっているか。	15	25
	② グルメイベント実施により、店舗への来客促進につながる内容となっているか。	10	
C	① 広報宣伝の方法が効果的か。	15	25
	② 県民、特に地元住民に浸透できる広報となっているか。	10	
D	① 独自性のある取組みとなっているか。	15	25
	② 県の要請に応じて速やかに対応できる体制となっているか。また、見積経費の積算が適当であるか。	10	

2 採点方法

(1) 評価ポイントの採点方法

15点満点の評価ポイントは、1～15までの15段階評価、10点満点の各評価ポイントは、1～5までの5段階評価で採点し、各項目の評価ポイントの点数を合計した数を当該項目の点数とする。

ア 15点満点の評価ポイントの場合の評価目安

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
15・14・13	12・11・10	9・8・7	6・5・4	3・2・1

イ 10点満点の評価ポイントの場合の評価目安

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10・9	8・7	6・5	4・3	2・1

(2) 各審査委員の順位付け

各審査委員において、各参加業者の合計点を集計し、参加業者全体の順位付けを行う。

なお、「同位」の順位付けや「棄権」は行わない。

(3) 委託業者の決定

まず、各審査委員が提出した審査表の順位を集計し、1位獲得数が最多の者を「仮の第1位」、2番目の者を「仮の第2位」というように、仮の順位を決定する（1位獲得数が同数の者があれば同位とする）。

その上で、以下の場合に応じて、委託業者を決定する。

ア 「仮の第1位」が1者だけで、かつ、その1位獲得数が審査委員の半数を超えた場合は、その者を委託業者とする。

イ 「仮の第1位」が2者存在し、かつ、両者の1位獲得数の合計が半数を超える場合には、その2者の「順位の集計」(※)を行い、委託業者を決定する。

ウ 「仮の第1位」が3者以上存在し、かつ、「仮の第1位」全員の1位獲得数の合計が半数を超える場合には、それらの者で「順位の集計」を行い、委託業者を決定する。

エ 「仮の第1位」の1位獲得数が半数を超えない場合、「仮の第1位」と「仮の第2位」の1位獲得数の合計が半数を超えれば、「仮の第1位」と「仮の第2位」によって「順位の集計」を行い、委託業者を決定する。

オ その他疑義が生じる場合は審査委員で協議のうえ決定する。

※順位の集計：各審査委員が上位とした数に応じて順位付けを行う。